

アジア政経学会「アジア調査旅費助成制度」運用規程

2024年12月21日 2024年度第4回理事会決定

1. 制度の趣旨

アジア地域の主として政治・経済について理論的及び実証的研究を目的とするアジア政経学会の会員が、現地調査に基づいて優れた論文を学会誌に投稿することを海外での調査旅費の支援によって奨励し、本会および会員の研究活動を活発化させるため、本制度を設ける。

2. 助成額

一人あたり10万円を、以下の条件に基づいて、2回に分けて支給する。

(1)採択決定後、すみやかに5万円を支給する。

ただし、助成金受領者は、当該年度内に調査旅行を完遂し、旅行実施を証明する書類（旅券の出入国印ページの写し、往復の航空券搭乗券、宿泊施設の領収書などのいずれか）を、『アジア研究』編集委員会に、画像のメール添付などの方法により提出しなければならない。これを実行できなかった場合、助成金受領者はすみやかに助成金をアジア政経学会に返金しなければならない。

(2)助成受領年度末日までに、『アジア研究』誌にこの助成を受けた調査研究の成果を反映した論説または研究ノートの投稿がなされたことが確認された場合、すみやかに5万円を支給する。

3. 応募対象者

アジア政経学会の個人会員全員

ただし、応募多数の場合は、本会理事によって構成される委員会で審査を行い、若手および非有職者を優先して採用する。

4. 採用人数

各年度 若干名

5. 応募方法

以下の内容を記した応募書類を、『アジア研究』誌の投稿アドレス宛でメール送付する。

(1)氏名

(2)所属研究機関

(3)職名・課程

(4)年齢

(5)連絡先

(6)予定している調査対象地

(7)予定している調査旅行の日程

(8)調査の目的と想定される成果（1000字程度）

(9)投稿を予定している論文の仮題

(10)調査旅費の概算額

交通費、宿泊代、滞在費、資料購入費、謝金など、調査旅行に関連する費用全般に充当することができる。総額はかならず10万円を超えるものとする。

6. 募集期間

各年度 4月10日から30日まで

7. 結果発表

採用された者には、6月10日までにメールにて連絡する。

8. その他

(1)本制度は海外調査旅費の支援を目的とするため、日本国内のみで完結する調査旅行は支援の対象外とする。

(2)本制度と他の各種の助成金を併用して調査旅行を行うことは妨げないが、その場合は併用する資金の規定にも厳格に基づきつつ、旅行および関連する支出を遂行しなければならない。

以 上